

令和3年第9回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 令和3年7月26日（月）午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 中会議室
- 3 出席者 長谷川教育長、小林委員、佐藤委員、樋熊委員
- 4 欠席者 松井委員
- 5 説明のための出席者
栗林教育部長、野水教育総務課長、平岡子育て支援課長、
熊倉小中一貫教育推進課長、星教育センター長、笹倉生涯学習課課長補佐、
坂井教育総務課課長補佐、佐藤教育総務課庶務係長
- 6 傍聴人 1人
- 7 議 題
 - (1) 教育長職務代理委員の指名について
 - (2) 議席の決定について
 - (3) 会議録の承認
令和3年第7回教育委員会定例会会議録
令和3年第8回教育委員会臨時会会議録
 - (4) 報告
報第1号 令和3年（2021年）三条市議会第2回定例会の概要について
報第2号 小中一貫教育実施状況について
報第3号 令和3年度第1回三条市社会教育委員会会議録について
報第4号 令和3年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録について
 - (5) 議事
議第1号 専決処分報告について（三条市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の制定）
 - (6) 次回教育委員会定例会の日程について
- 8 審議の経過及び結果
（長谷川教育長）
既に皆様御承知のとおり、長沼委員におかれましては7月25日をもって任期満了となり退任されました。
また、本日付けで樋熊敏文委員が任命されましたので、樋熊委員から御挨拶をいただき

たいと思います。

(樋熊委員)

先ほど、市長から辞令を頂き、三条市教育委員会委員に任命されました。

先日、事務局から教育委員会必携を頂いたので勉強したところ、定例会等の会議は、教育委員会の最高意思決定機関であると明記されていました。

これから、三条市の子供達全体のことを思いながら、意見を述べさせていただきますので、よろしくお願いします。

(1) 教育長職務代理委員の指名について

(長谷川教育長)

それでは初めに、「教育長職務代理委員の指名について」です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されておりますので、教育長職務代理委員として、小林委員を指名いたします。

小林委員、いかがでしょうか。

(小林委員)

ただ今、御指名いただきましたので、お受けしたいと思います。

ただ、教育長職務代理委員は、教育長に何かあったときは、事務局のトップとして実際に事務全般を見なくてはなりません。しかしながら、非常勤である私が事務局の事務を指揮監督することは、現実的に難しいと思います。

これまでは、教育長に事故があるときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員として、教育部長がその職務を代理するとされておりました。

私が教育長職務代理委員として行う職務のうち、具体的な事務の執行の部分については、従前と同様に教育部長に委任したいと思います。

(長谷川教育長)

分かりました。

具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいたいと思います。

それでは、小林委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

(小林委員)

御指名により、教育長職務代理委員となりました小林です。

今後も確認や質問等があれば、手を挙げていきますので、引き続きよろしくお願ひします。

(2) 議席の決定について

(長谷川教育長)

それでは、次に議席の決定についてお諮りいたします。

このことについては、三条市教育委員会会議規則第3条で、委員の議席は、抽選により定めることとなっておりますが、慣例により議席の順は教育長職務代理委員を1番委員とし、その後は就任された順としております。

現在お座りいただいている仮議席もそのような順となっておりますが、現在の席順のとおり議席を決定してよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(長谷川教育長)

それでは、議席につきましては、ただ今御着席をいただいております議席とさせていただきます。

(3) 会議録の承認について

長谷川教育長から令和3年第7回教育委員会定例会会議録及び令和3年第8回教育委員会臨時会会議録について諮り、承認と決定

(4) 報告

報第1号 令和3年(2021年)三条市議会第2回定例会の概要について

栗林教育部長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第2号 小中一貫教育実施状況について

星教育センター長が説明

(樋熊委員)

3点ほど質問をお願いします。

1点目ですが、各学園で様々な計画が進んでいると思いますが、具体的にどのような計画があるかについて、全てでなくてよいので、いくつか教えてください。

2点目ですが、各学園の運営協議会と各学校の運営協議会について、うまく連動しているのかを昨年度の様子も含めてお聞かせください。

3点目ですが、小中一貫教育と各学校運営協議会がかみ合っていないと、学校現場ではまた業務が増えたと受け取る場合があるかと思いますが、そのような実態がないかど

うか説明をお願いします。

(星センター長)

1点目の具体的な計画についてですが、例を挙げますと一ノ木戸ポプラ学園ではグラウンドデザインの見直しを行っています。課題を明確にし、その課題に対する対策を検討しているところです。また、令和2年度にはできなかった事業についても、さらに強化した上で実施し、グラウンドデザインに生かしています。これらは、他の学園でも同じことが言えます。

2点目の学園運営協議会と学校運営協議会の連動についてですが、瑞穂学園では、学園運営協議会を開催したすぐ後に学校運営協議会を開催しており、学園で取り上げる課題と学校で取り上げる課題を同じ日に協議することにより、連動性を高めています。このような取組は、他の学園でも行われています。

3点目の小中一貫教育と各学校運営協議会がかみ合わず、学校現場の負担になっていないかについてですが、昨年度行った小中一貫教育のアンケートによれば、学園での交流活動のねらいを踏まえ、互いに認め合い感謝し合う場を設けているかの問いについて、教職員の肯定的な回答が9割以上あり、教職員が小中一貫教育の趣旨を理解し、高い意欲を持っていることが伺えます。また、児童生徒も、授業について楽しいまたは興味を持ち意欲的に取り組んでいるなど、肯定的な回答が9割を超えており、小中一貫教育に対する満足度が高いことが伺えます。

これらのことから、教職員はやりがいを感じながら小中一貫教育を進めていると思えますし、また、問題等あれば学園会議等で取り上げ、対応していきたいと思えます。

(樋熊委員)

教職員が多忙になると児童生徒にも影響が出ますので、教職員の意見を聞きながら、小中一貫教育を進めていただきたいと思います。

(星センター長)

これまでも、教職員の皆様の意見を聞きながら進めてきたところであり、今後もそのように進めてまいります。

報第3号 令和3年度第1回三条市社会教育委員会会議録について

笹倉生涯学習課課長補佐が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第4号 令和3年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録について

野水教育総務課長が説明

(樋熊委員)

米飯以外の主食の提供回数が増えることから、完全米飯給食の完全という言葉はなくなるのでしょうか。

(野水教育総務課長)

今後の学校給食について、基本的には、米飯給食の良さを踏まえつつ、求められる役割の一つである「学校生活を豊かする」という視点から、米以外の主食の種類に広がりを持たせるという取り組みが必要であると考えています。

現在、年5回提供している米飯以外の主食を、来年度から月2回程度に増やしたいと考えておりますが、その回数の設定から完全という言葉はどうするかについては、今後協議が必要であると考えています。

(樋熊委員)

完全米飯給食について方針が示された時は、子供達に食生活を考えてもらうきっかけになりましたが、完全米飯は子供達にとっては否定的な意見が多かったです。

しかしながら、子供たちの米以外の主食を食べたいという要望を酌み取っていただくことは、当時は難しかったように思います。

完全という言葉については、今後の検討課題ということですが、先程説明がありましたように「学校生活を豊かにする」という視点を持って、学校給食を考えてもらいたいと思います。

(野水教育総務課長)

学校給食の基本的方向について、学校給食運営委員会で協議していただきましたので、今後は、献立ベースに落とし込んで検討していきたいと思います。

樋熊委員の言う児童生徒の声も承知しておりますので、それらを十分踏まえながら検討を進めてまいります。

(5) 議事

議第1号 専決処分報告について（三条市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の制定）

平岡子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、全員異議なく承認と決定

(6) 次回教育委員会定例会の日程について

野水教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕 令和3年8月24日（火）午後1時30分

9 閉会宣言 午後2時14分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 長谷川 正 二